



やさしい

税の学習室

第71回

広報委員会編集

国税不服審判所の裁決事例

《事例1》

`新品、に該当せず、特別償却は不可

(中小企業投資促進税制) 販売者が展示・実演に供した機械装置

請求人が取得した機械装置について、租税特別措置法(平成28年法律第15号による改正前のもの)第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》第1項の規定を適用し、特別償却費等の額を損金の額に算入して法人税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、機械装置は販売者が展示や実演に使用しており、「その製作の後、事業の用に供されたことのないもの」(いわゆる新品)には当たらないから、特別償却費の額は損金の額に算入されないなどとして、法人税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が原処分の一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人の主張を退けた。

事実関係

請求人は、精密板金加工並びに空調機器の加工および組立等を営む法人で、中小企業投資促進税制の中小企業等に該当し、請求人が営む事業はいずれも製造業として指定事業に該当する。

本件販売者は、本件機械装置を平成26年10月に作成し、棚卸資産として管理しながら、請求人に納品されるまで、複数の展示場において展示し、ステンレスおよび鉄の切断加工の実演に使用した。

請求人は27年10月27日、本件販売者との間で本件機械装置を6000万円(税抜金額)で購入する旨の売買契約を締結し、同年12月25日、本件機械装置の納品を受け、同税制の指定期間内である28年1月31日に本件機械装置を事業の用に供した。本件機械装置は、同税制の特定機械装置等に該当する。

原処分庁の主張

本件機械装置は、製作後から請求人が取得するまでの間、本件販売者により展示場において展示および実演に使用されており、通常の販売価格と比較して相当安価で販売され、納品の際にエアクリンユニットおよびコンプレッサー等の部品の交換も行われた。これらの経緯からすると、本件機械装置はいわゆる新品には当たらない。

審判所の判断

請求人は、措置法第42条の6第1項に規定する「その製作の後事業の用に供されたことのないもの」

とは、その製作の後、製作者または製作者から取得した者の下で固定資産として使用されたことのないものをいうとして、請求人が取得した機械装置は、製作された後、請求人が取得するまでの間、①その販売者(本件販売者)の固定資産として使用されたことはなく、また、棚卸資産として管理されていて資産価値の減少はないこと、②本件販売者による1年間の保証の下、新品として取得したものであることから、本件機械装置は同項に規定する「その製作の後事業の用に供されたことのないもの」に該当する旨主張する。

しかしながら、同項に規定する「その製作の後事業の用に供されたことのないもの」とは、その製作者および取得した販売者(販売者等)において使用されたことのない、いわゆる新品であるものをいい、それに該当するかどうかは販売者等における業種、業態、その資産の構成および使用の状況に係る事実関係を総合的に勘案して判断することとなる。

本件機械装置は、製作された後、本件販売者において一年以上にわたり、展示場での展示および実演に供され、部品交換も行われていたものであり、これらの事情を総合的に勘案すると、本件販売者において使用されていたというべきであり、「その製作の後事業の用に供されたことのないもの」に該当せず、特別償却は適用できない。

(平成29年10月31日裁決)

《事例2》

清算金の受領を隠すため書類を持参せずは認められない

重加算税の賦課決定処分を取消し

請求人が、土地区画整理組合から交付を受けた換地不交付に対する清算金について、原処分庁の調査を受け、法定申告期限後に所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出したところ、国税通則法(平成28年法律第15号による改正前のもの)第68条《重加算税》第2項の規定に基づく重加算税の賦課決定処分を受けたため、請求人には隠ぺいまたは仮装と評価できる行為はないとして、処分のうち無申告加算税相当額を超える部分の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、同項に規定する重加算税の賦課要件は満たさないとして、処分の一部を取り消した。

事実関係

請求人は、土地区画整理事業の施行区に各土地を所有しており、土地区画整理組合が行った換地処分により、一部の土地は、換地処分後の土地を取得し、また、換地不交付の同意をした土地は、清算金を請求人の名義の普通預金口座への振込入金により受領した。

請求人は、組合の理事長名で送付された清算交付金に伴う確定申告のお知らせおよび清算金に係る支払調書を受領した。

お知らせには、清算金は、分離譲渡所得に該当するため、所得税の確定申告の手続が必要である旨などが記載され、支払調書には、換地処分を受けた年月日、清算金の額がそれぞれ記載されているほか、換地不交付である旨や譲渡所得等の課税の特例の適用はない旨などが記載されていた。

請求人は、所得税および復興特別所得税の確定申告書を法定申告期限までに提出しなかった。

原処分庁の調査担当職員は、請求人と面接の上、所得税等に係る調査を開始し、請求人は、所得税等の本税および加算税を併せた金額に相当する金額を予納し、その後、所得税等の確定申告書を原処分庁に提出した。

争点は、請求人が法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったことについて、通則法第68条第2項に規定する重加算税の賦課要件を満たすか否か。

原処分庁の主張

清算金について、確定申告をしなければならないことを十分認識していたにもかかわらず、原処分庁に係る調査において、清算金を受領した事実を秘匿するためにあえて清算金に係る書類を確定申告会場へ持参しなかった旨申述していることなどからすれば、当初から課税標準等および税額等を申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき期限内申告書を提出しなかったものと認められる。

審判所の判断

請求人は、お知らせおよび支払調書を含む清算金に係る書類を廃棄するなどの行為をしていないこと、口座に清算金が振り込まれた日以降、調査が開始された日までの間、口座から特段多額の出金はなく、清算金を受領した後、これを隠匿しようとするような行為をしていないことがそれぞれ認められる。

清算金を受領した事実を秘匿するためにあえて清算金に係る書類を確定申告会場へ持参しなかったとの事実を認めることはできないなど、請求人が、当初から申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき期限内申告書を提出しなかったものと認めることはできない。

したがって、請求人が法定申告期限までに確定申告書を提出しなかったことについて、同項に規定する重加算税の賦課要件は満たさない。

(平成30年1月11日裁決)

《事例3》

滞納処分の停止取消処分は適法

供託金払渡請求権を有していたと認められる

原処分庁が、請求人の滞納国税につき滞納処分の執行を停止していたが、その後、停止の要件に該当する事実がないとしてこれを取り消し、次いで、同滞納国税を徴収するために供託金の払渡請求権等の差押処分をしたのに対し、請求人が滞納処分の停止を取り消す事由がないとして、また、差押処分については、供託金が未払給与を原資とするため、徴収法第76条《給与の差押禁止》第1項の差押禁止財産に該当するなどとして、その全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、各処分はいずれも適法であるとして請求人の主張を棄却した。

事実関係

請求人は、滞納国税について納期限までに納付しなかったところ、原処分庁は、滞納国税について

滞納処分を執行することができる財産がないとして滞納処分の停止をした。

A社は、B社に対する債務名義に基づき、B社の所有する土地建物について強制競売の申立てをし、裁判所は、競売開始決定した。請求人は、B社に対する未払賃金について配当要求を行った。

A社は、配当期日において、配当表に記載された請求人の配当額につき異議の訴えを提起し、配当額に相当する金額がC地方法務局に供託された。

その後、原処分庁は、請求人が供託金の払渡請求権を有するとして、徴収法第154条第1項の規定により滞納処分の停止取消処分を行い、同月、滞納処分の停止取消通知書を請求人へ送付し、滞納国税を徴収するため、供託金の払渡請求権を差し押さえ、同日、債権差押通知書をC地方法務局供託官に交付した。

請求人は、停止取消処分および差押処分に不服があるとして、それぞれ審査請求をした。

請求人の主張

請求人には、滞納処分の執行等を行うことができる財産がなく、収入額は最低賃金にも満たない。供託金は、もともと請求人の未払賃金の累計であるから、徴収法第76条第1項に該当するため、差押処分は違法である。

また、最低限度の生活を維持することが困難であるにもかかわらず差押処分を行うことは、憲法において認められた生存権を脅かすものである。

原処分庁の主張

請求人は不確定要素があるものの、払渡請求権を有しており、滞納処分を執行すべき財産を有している。

また、妻の扶養親族であるから、請求人の財産に対して滞納処分を執行しても生活を著しく窮迫させるおそれはない。

払渡請求権の給付内容は、供託金およびその利息であり、請求人の労務等の対価ではないから、差押禁止財産には当たらない。

審判所の判断

請求人は、停止取消処分時において供託金払渡請求権を有していたと認められ、払渡請求権は差押えの対象となる将来生ずべき債権であると認められる。

また、請求人は、妻の扶養親族であるが、自らも就労して収入を得ており、請求人の属する世帯は、それなりの収入があり、生活が窮迫しているとは認められないことを考慮すると、払渡請求権に対して滞納処分を執行したとしても、生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態に直ちに陥ることはないと認められる。

なお、払渡請求権は差押禁止財産に当たらず、差押処分は、徴収法第47条《差押の要件》第1項の規定に基づき適法にされているとして、各処分の請求を棄却した。

(平成29年7月25日裁決)